

ID: 6

担当部署: 総務課

処分の概要	撤去等の命令		
例規名 根拠条項	村田町庁舎管理規則 第10条第1項		
例規番号	昭和51年規則第3号		
<p>【基準】</p> <p>第10条の規定による。 (撤去等の命令)</p> <p>第10条 管理責任者は、次の各号のいずれかに該当する物がある場合において、庁舎における秩序の維持又は災害の防止のため必要があると認めるときは、その所有者又は占有者に対し、その撤去又は庁舎外へ搬出を命ずることができる。</p> <p>(1) 庁舎内に持ち込まれた銃器、凶器、爆発物その他の危険物</p> <p>(2) 庁舎に掲揚され掲示され、はりつけられ、若しくは持ち込まれた旗、のぼり、宣伝ビラ、プラカードその他これらに類する物又は庁舎に持ち込まれた拡声器若しくは宣伝カー</p> <p>(3) 庁舎に設置されたテントその他これに類する施設</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、庁舎における秩序の維持又は災害の防止に支障をきたすおそれがあると認められる物</p> <p>2 管理責任者は、前項各号に掲げる物の所有者又は占有者が同項の命令に従わず、又はその者が判明しない場合において庁舎における秩序の維持若しくは災害の防止のため緊急の必要があると認めるときは、みずからこれを撤去し、その他必要な措置を講ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	年 月 日